

R8.3 改定

安城市社会福祉協議会

ボランティアセンター

個人登録の手引き

問い合わせ先

安城市ボランティアセンター（安城市社会福祉協議会内）

電話 (0566) 77-2945

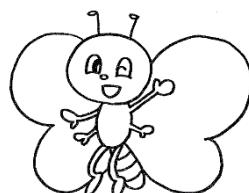
FAX (0566) 73-0437

メール syakyovola@syakyo.city.anjo.aichi.jp

ボランティア相談日：毎週火から土曜日まで

午前9時～正午

午後1時～5時

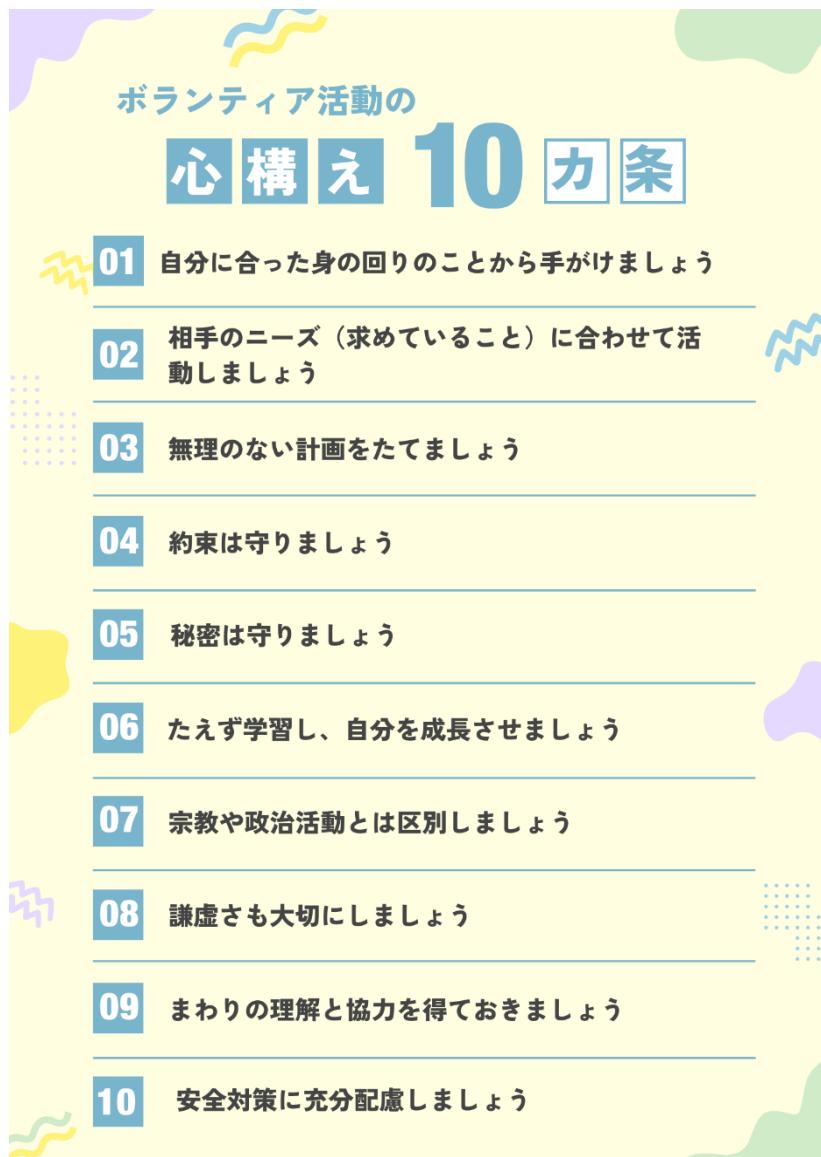


ボランティアとは？

“ボランティア”は英語の volunteer に由来します。その語幹 vol は、ラテン語の vola（ウォロ）を起源とし、その意味は、「～を欲する」「喜んで～する」です。

「個人の自発的な意志」から始まるボランティア活動には、決まったかたちはありません。いつでも自分のできることから”参加”することができます。

ボランティア活動は、地域社会をより良くしていくことに役に立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っています。ボランティアは、決して特別なことではなく、「いつでも」「どこでも」「誰でも」できる活動です。



参考：愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター

ボランティアセンターとは？

ボランティア活動に参加したい方の相談、ボランティアの協力（派遣）を希望する方や機関との連絡調整をはじめ、ボランティア活動者の育成、福祉教育の推進、ボランティア活動の啓発などを行っています。

目次

I ボランティア登録について

1 個人ボランティアとは	・・・ 3
2 登録方法	・・・ 3
3 登録期間	・・・ 3
4 登録内容の変更	・・・ 3
5 登録の取り消し	・・・ 3

II 支援内容について

1 ボランティア保険への加入	・・・ 4
2 ボランティアに関する情報の提供	・・・ 4
3 情報発信の支援	・・・ 5
4 ボランティア室の利用	・・・ 5
5 機材の使用・印刷用紙の支給	・・・ 5.6
6 助成金のご案内	・・・ 6
7 備品の貸し出し	・・・ 6

III 資料

1 ボランティア保険のご案内	・・・ 7
----------------	-------

ご案内

団体登録をお考えのみなさまへ	・・・ 8
----------------	-------

I ボランティア登録について

個人でボランティア活動を行っている方、またはこれから活動したい、活動するために情報が欲しいと思っている方は、ボランティアセンターに個人ボランティアとして登録できます。登録することにより、支援の対象となります。

1 個人ボランティアとは

団体等に所属せず、個人が社会的に支えあうために無償で自発的に行う活動です。
個人の自己研鑽のための学習活動は、ボランティア活動とはみなしません。

2 登録方法

ボランティアセンターに「個人登録申請書」をご提出ください。
個人登録申請書は、安城市社協ホームページからダウンロードできます。

3 登録期間

登録期間は、申請日からその年度の3月31日までです。
次年度以降の登録については、3月上旬に登録更新の案内を送ります。

4 登録内容の変更

個人登録申請書の内容に変更があった場合は、隨時ご連絡ください。連絡がない場合は、ボランティア保険で補償されない可能性があります。

5 登録の取り消し

登録の取り消しを希望される場合は、隨時ご連絡ください。

Ⅱ 支援内容について

1 ボランティア保険への加入

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険への加入をおすすめしています。5ページの「ボランティア保険のご案内」をご参照ください。

2 ボランティアに関する情報の提供

登録ボランティアのうち希望される方には、募集中のボランティア活動やボランティアに関する研修・イベントの情報等を随時お送りします。新しい活動の開拓や、ボランティアに関する勉強にお役立てください。

(1) ボランティア情報コーナー

社会福祉会館2階に、ボランティアセンターに登録している団体の活動PRや会員募集、イベントなどの案内を掲示しています。

(2) 安城市ボランティアセンターウェブサイト

安城市社会福祉協議会のウェブサイト上で、講座開催の案内や各種情報をお知らせしています。



(3) 安城市ボランティアセンター公式LINE

ボランティアセンターから、講座開催の案内や各種情報をお知らせします。



安城市ボランティアセンター

登録個人ボランティア専用LINEアカウントを作成しました！

令和7年度から、安城市ボランティアセンター登録の個人ボランティア専用LINEアカウントを作成しました。メールや郵送以外でボランティアセンターとの連絡手段として、登録を推奨しています。登録方法についてはチラシまたは窓口でご案内します。

3 情報発信の支援

社会福祉会館2階の「ボランティア情報コーナー」にある掲示板やラックを利用できます。活動やイベントのPRなどにお使いください。

※掲示物は、掲載者名と連絡先を記載し、ボランティアセンターに提出ください。

※掲示期間は最長3か月とし、期間を過ぎたものは処分します。

4 ボランティア室の利用

社会福祉会館及び下記の福祉センターのボランティア室を無料で利用できます。

なお、ボランティア室は共有で使用する部屋のため占有、予約はできません。

《利用方法》

① 利用が重なる場合があるため、事前に利用施設へ状況の確認をおすすめします。

② 利用の際は、窓口へお声掛けください。

施設名	住 所	電話番号	開館時間
社会福祉会館	赤松町大北 78-4	77-2945	(火～土曜) 9:00～17:00
総合福祉センター (団体共用室)	赤松町大北 78-1	77-7888	
北部福祉センター	東栄町 6-9	97-5000	(火～土曜) 9:00～21:00
西部福祉センター	福釜町西天 12	72-6616	(日曜・祝日) 9:00～17:00
作野福祉センター	篠目町ニタ又 27-1	72-7570	
桜井福祉センター	桜井町桜西 1-2-6	99-7365	

※ 中部・安祥福祉センター、明祥プラザにはボランティア室はありません。

5 印刷機材の使用・印刷用紙の支給

ボランティア活動で必要な印刷物は、社会福祉会館及び各福祉センターのコピー機と印刷機を使用できます。印刷物が大量になる場合は、社会福祉会館をご利用ください。社会福祉会館では、下記の機材が利用できます。

機 材	利 用 料 金
大型プリンター	A1 サイズ 300円／枚
ラミネーター	A4 サイズ 10円／枚、 A3 サイズ 20円／枚
製本機	製本の厚さの計が 10cm 以内の場合 1 冊 100円、 10cm 以上の場合 5cm 毎に 50円加算
パソコン (ボランティア室)	無 料
裁断機	

場 所	コピー機	印刷機	用紙の支給	
			カラー紙 (チラシ用)	コピー用紙(白)
社会福祉会館	無 料 ※ <u>40枚以上</u> の印刷をするときは、印刷機を使ってください。 ※モノクロ印刷のみ。		無 料	ボランティア連絡協議会(P.8 参照) 加入団体のみ無料。使用目的の内容は問いません。
総合福祉センター	無 料 ※ <u>40枚以上 (明祥プラザは 10枚以上)</u> の印刷をするときは、印刷機を使ってください。 ※モノクロ印刷のみ。	×	×	
北部福祉センター				
西部福祉センター				
作野福祉センター				
桜井福祉センター				
安祥福祉センター				
中部福祉センター				
明祥プラザ				

6 助成金の案内

(1) ボランティア研修参加費助成金

ボランティアセンターに登録した活動内容に直結し、技術や知識の向上が期待できる講習会、研修会等の経費を1人につき年間20,000円まで助成します。

社協ウェブサイト
助成案内ページ



(2) 被災地ボランティア活動事業補助金

災害が発生した地域で安城市民が行う災害救援活動、復興支援活動及び被災地の復興につながる交流活動の費用に対して補助します。この補助金は安城市民のみ利用できます。

被災地ボランティア活動事業
補助金案内ウェブサイト



7 備品の貸し出し

貸し出しを希望される場合は、窓口で申請手続きが必要です。

令和8年度ボランティア保険のご案内

※このご案内は令和8年2月現在の内容ですので、変更になる場合があります。

ボランティア活動中の事故に備えるために、ボランティア保険があります。安心して活動を行えるよう、自分に必要な保険を選択し、加入することをおすすめします。

ボランティア活動保険

ボランティア活動中に、ボランティア本人がケガをした場合、ボランティアの方々が他人に損害を与えたことにより損害賠償事故が発生した場合を補償します。

- 事前にボランティアセンターへ届け出た活動が対象です。
- 通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの往復途上の事故を含みます。
- 天災タイプにご加入の場合、地震などの天災によるケガも補償します。

プラン	掛け金	補償内容					
		傷害				賠償	
		死亡・後遺障害	入院(日額)	手術	通院(日額)		
A	基本	250円	620万円	4,400円	入院中の手術 は入院日額の 10倍、それ以 外は5倍	2,800円	
	天災	400円				3,200円	
B	基本	300円	840万円	5,400円		5億円	
	天災	500円				免責なし	
補償充実	基本	500円	1,230万円	8,400円		5,800円	
	天災	800円					

※基本から天災へ変更する場合は、差額の支払いでの変更できます。

ボランティア行事用保険

福祉やボランティアなどを目的とする団体等が主催する行事に参加中に、行事参加者が偶然な事故でケガをした場合、行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与えた場合、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合を補償します。

- 日帰・宿泊・行事内容により掛け金が異なり、日帰行事は1日20人以上の掛け金から加入できます。
- 日帰行事は、主催者側が参加者を名簿で把握できている活動が対象です。（現地集合行事を除く）
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって身体障害を被った場合も補償します。
- 行事用保険の手続きは、原則行事開催日の2週間前までに完了してください。

プラン	掛け金	補償内容				
		傷害補償				賠償責任補償
		死亡・後遺障害	入院(日額)	手術	通院(日額)	対人 対物
日帰	1日1人 30円～	315 万円	3,300 円	入院中の手術 は入院日額の 10倍、それ以 外は5倍	2,200 円	1名1事故 2億円
現地集合						
宿泊						

その他 の保険

福祉ふれあい活動総合補償…在宅福祉、移送サービス等を行う団体向け損害保険です。
安城市ふれあい補償制度…安城市民対象の市民活動、ボランティアに関する制度です。

活動中に事故が起きた場合や、保険に関するお問い合わせは・・・
安城市ボランティアセンター（安城市社会福祉協議会内）TEL 0566-77-2945

団体登録をお考えのみなさまへ

安城市内でボランティア活動を行う団体（3人以上※）は、ボランティアセンターに登録できます。登録により、ボランティアセンターの支援の対象となります。登録は年度登録制です。継続して登録される場合は年度末に更新が必要です。

1 登録の種類

活動形態により、「A型」「B型」「C型」の3種類があります。

種類	活動形態	登録証
A型	ボランティア活動を主とした団体	ピンク
B型	主な活動はボランティア以外で、ボランティアも行う	
C型	NPO 法人など	水色

※会員の自己研鑽のための福祉の学習活動や、固定された会員同士のみの助け合い活動（＝互助活動）は、ボランティア活動とはみなしません。

2 登録手続き

(1) 新規登録に必要な書類

登録を希望する団体は、ボランティアセンターに次の書類を提出し、申請を行ってください。

必要書類	要・不要 ○必須 △あれば添付
① 団体登録申請書	○
② 会員名簿	○
③ 規約・会則	△
④ 前年度活動実績	△
⑤ 前年度決算書	△

(2) 登録証の発行

登録手続きが完了すると、各団体に登録証（2枚）を発行します。会場利用時に提示が必要となります。

わからないこと、お困りごと
は、お気軽にボラセンにご相
談くださいね！

